

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2 月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第 1 号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）				別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）			
組織		職		組織		職	
略		略		略		略	
公安委 員会	警察本部	略	略	公安委 員会	警察本部	略	略
		公安委員会補佐官室長	4 種			公安委員会補佐官室長	4 種
		企画室長	4 種			<u>広報相談統括官</u>	<u>4 種</u>
		略	略			企画室長	4 種
		略	略			略	略
略		略		略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。